



Title	ドイツ社会民主主義の基本理念 —その綱領史的再考—
Author(s)	山本, 佐門; YAMAMOTO, Samon
Citation	北大法学論集, 40(5-6下), 985-1014
Issue Date	1990-09-17
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16730
Type	departmental bulletin paper
File Information	40(5-6)2_p985-1014.pdf



ドイツ社会民主主義の基本理念

——その綱領史的再考——

山本佐門

はじめに

一九八八年三月、ドイツ社会民主党（SPD）党首H・J・フォーゲルは党史一二五周年を記念して開催された「党史委員会フォーラム」の冒頭報告で、自らの党の歩みを振り返りつつ、SPDの政党としての基本的特色に關し、（1）綱領政党であること、（2）組織政党であること、（3）統治責任を積極的に担おうとしていること、（4）自らの最強の推進力をすべての人間に根付いている自由、公正、連帯への要求から導き出していること、の四点を指摘した。¹

政党の枠を越えた改革的社会的勢力としてのドイツ社会民主主義の特色は何であろうか。その勢力が一九世紀末以来

ドイツ社会に確固とした地歩を確立しえている要因は何であろうか。この基本的な問に対し、彼等が自らの目標として掲げ、ドイツ人民に訴え続けた改革理念とその吸引力を主たる回答の一つとしてやはり挙げざるをえない。

この小論では、過去一二五年の社民党綱領の分析・検討を中心対象として、ドイツ社会主義の基本原理を歴史的、構造的に整理、再確認することが目指される。

(1) H.-J. Vogel, Ein Strom, der an Kraft nicht verloren hat, in: S. Miller, M. Ristau (Hg.), Gesellschaftlicher Wandel — Soziale Demokratie 125 Jahre SPD (Köln, 1988), S. 25.

(1) 基本的理念からみた党綱領史

「ドイツ社会民主党」が正式党名となるのは一八九〇年のハレ党大会以降である。しかしすでに六九年にはW・リーブクネットやA・ペーベル等によって「社会民主労働者党」(SAP)が結成されており、またF・ラツサールを指導者として設立された「全ドイツ労働者協会」(ADAV)は自らの機関紙名を「ソチヤール・アベソラート社会民主主義者」としており、現在のSPDにあつては、定着した自らの党の組織的起源はADAV設立の一八六三年に求められている^①。

当時のドイツの政治的労働者運動の指導者達が「社会民主主義」を名乗った事情についてA・ローゼンベルクは、「ドイツの政治的な労働者運動は一八四八年の伝統的精神に基づいて「社会民主主義」と名乗り始めた。言葉の上ではこの名称は異論のないものだった。なぜならそれは、普通選挙権に基づく人民の自治を要求し、同時に勤労大衆の利益のために社会ゲゼルシャフトの社会的改造を要求する運動を言い表わすことになつていたのである」と説明している^②。

従つてSPDの綱領史を通じた基本理念の確認作業も、まず「全ドイツ労働者協会」の綱領から始めるのが妥当であろう。

「全ドイツ労働者協会」に関しては正式綱領というものはなく、それに近いものは「協会」設立の直接的前提となつた全ドイツ労働者会議召集のためのライプチヒ中央委員会にあてたラッサールの「公開回答書」と彼の死後（一八六七年）ブラウンシュバイック臨時総会で決議された「全ドイツ労働者協会方針要綱」であろう。

「公開回答書」は比較的長文で綱領形式とは言い難いが、ADAVさらにはその後の社民的政治運動の展開にとつて意義深い基本要素が含まれていた。その第一は、「労働者階級シュタットの自立した政党を創設し、普通・平等・直接選挙権をこの政党の原理的スローガン、旗印にすることであり、第二には、「国家の保護と援助による労働者階級による生産組合の形成・発展を目指す」ことであつた。

一方「協会方針要綱」はその内容を「政治的關係」「社会的關係」「情宣活動のための当面の要求」に分け、自らの基本課題を簡潔に提示している。「政治的關係」では、「ドイツ国民が、自らの運動の自由が保証され、統一的に活動できる場合にのみ、自らの力を十分發揮できる」とし、「横暴に対して闘うこと」「ドイツ全体を統一した、自由な人民国家に結びつけること」が掲げられている。「社会關係」では、今日の社会を「人間による人間の搾取、少数者のために大衆を搾取することを土台とした社会」と規定して、本当の「文明化ツツリザイオニ」とは「万人の平等権グライが法定的のみならず、事実上の条件として実現した時、万人に自らの能力の發展、社会的な恵みへの参加が保障された時初めて存在する」と改革理念を打ち出している。同時に「この新たな社会状態を切り開く」ために、ラッサールの発案である「国家による生産組合の設立」が求められている。

一方「アイゼナツハ綱領」として知られている「社会民主労働者党綱領」（一八六九年）は、「基本原則」と「当面の

要求」というその後の社民綱領の形式を整えた構成となっている。

綱領の冒頭にまず「自由な人民国家の確立を目指す」ことが掲げられている。次いで「基本原則」として、今日の社会的、政治的に極度な不正状態の克服、平等の権利と義務、一切の階級支配の廃止のための闘争でもある「労働する階級の解放のための闘争」、あらゆる形態の隷従の基礎となっている労働者の資本家への経済的従属を絶つために「今日の生産様式（賃金制度）を廃して、協同組合的労働によって労働者に十分な労働収益が与えられるようにすること」、が求められている。また「労働する階級の経済的解放の不可欠な条件」として政治的自由の確立、そして「民主主義国家」の実現の意義も強調されている。⁵⁾

ところでこの時期は、後の党史評価では、ラッサール派とアイゼナツハ派の分裂期とされるにもかかわらず、「アイゼナツハ綱領」でも「自由な人民国家」の確立、国家的支援による「自由な協同組合」の実現、普通選挙制の導入等ラッサール及びラッサール派の特徴的政治目標が全面的に取り込まれている。もちろんマルクス、エンゲルスそして発足間もない「国際労働者協会」（第一インター）の直接的な影響も表現されてはいたが。⁶⁾

ラッサール派とアイゼナツハ派の組織的統一の結果ドイツ社会主義労働者党（SAPD）が成立し（二八七五年）、新綱領（「ゴータ綱領」）が採択された。その構成は基本原則―基本目標―具体的要求の三部分である。

基本原則部分では、「あらゆる富と文化の源泉である労働」の「解放」の理念とその方策が提示されている。労働の成果である労働生産物はすべて「平等権に従って、各人の理性的な諸欲求に応じて」社会の全成員に属すべきであるが、現実には「労働手段が資本家階級の独占物」であることから労働者階級の従属、貧困がもたらされており、そして労働の解放には「労働手段の社会的共有財産への転化」「労働収益の公共的に役立つ使用と公正な分配を伴う、全労働の協同組合的規制」を求めると主張している。

そしてこれを原則として、「自由な国家と社会主義社会、賃労働制度の廃止による賃金鉄則の打破、一切の形態の搾取の廃絶、社会的、政治的不平等の除去」が基本目標として掲げられており、「社会主義社会」が初めて、しかも「自由な国家」と並列して目標化されていた。^②

ゴータ綱領の規定では、マルクスによって厳しく批判されたように、ラッサール・ラッサール派の基本的主張——自由な国家、労働収益論、賃金鉄則、国家援助による生産協同組合、反動的大衆論——がそのままアイゼナツハ派の強い反論なしに受け入れられている事実は注目すべきことである。綱領草案の段階ではあるが、F・メーリングは「それは」ラッサール派とアイゼナツハ派のこれまでの綱領の妥協の産物であった。しかし妥協といっても、実質面よりはむしろ形式面での妥協である。両派はその確信する内容をいささかも放棄する必要はなかった。それというのも両派はその確信の中味において本質的には一致していたからだ」と評価している。^③

社会主義者鎮圧法下の極めて困難な活動条件の時期を切り抜け、再び合法的活動の場を確保しえた社会主義労働者党は、党名をドイツ社会民主党と変更するとともに、新綱領（「エアフルト綱領」）を採択した。

新綱領の構想はすでに鎮圧法廃止以前にもあったが、具体化作業が全面的に進行したのは九〇年十月のハレ党大会以降であった。^④ この綱領自体はそれまでのドイツ社会民主主義の綱領とは形式面でも内容面でも大きな変化がみられる。綱領形式については、原則・基本目標の前に、資本主義社会の経済的發展傾向を自らの状況認識として提示したことがある。そしてこの認識に規定される形で、SPD（政治勢力としての社会民主主義）の基本目標とその根拠が示されることとなった。^⑤

新綱領の基本目標に関しては、「階級支配と階級それ自身の廃止のために」「万人の平等な権利と義務のために」「あらゆる種類の搾取と抑圧とに対し」闘うと、ゴータ綱領をはじめそれ以前の社民綱領と内容、表現とも共通した社会理念

に基づく運動目標が提示されている。しかしそれに加え、というよりその主張に先立ち、状況認識に規定された社会民主党の役割が強調されているのである。「労働者階級のこの闘争を一つの意識的で統一的な闘争へと形成し、それに自然必然的な目標を指示すること——これこそ社会民主党の課題である」。

「自然必然的な目標」の核心は、「生産手段の資本家的私有の社会的所有への転換、商品生産の、社会のために、社会によって営まれる社会主義的生産への変革」ということであり、しかも「この社会的変革は、今日の状態の下で苦しんでいる人類全体の解放を意味する。しかしこの変革はただ労働者階級の仕事でのみあり得る」と規定していた。

この基本目標を原則として、当面の改革諸要求がゴータ綱領よりもさらに、多種・多様化され、掲げられていた。それらは民主主義、自由・平等原理の進展、平和の維持のための全人民的課題と労働者階級の存在条件に関わる当面の要求に区分し、提示されている。

エアフルト綱領における綱領形式の変化は、重大な内容上の変化を伴っていた。綱領全体の特色から言えば、歴史・状況規定主義と評すべき性格である。その骨格は資本主義社会の一般的経済発展傾向を歴史必然的なものと判断し、その発展方向に全面的に沿って、社会民主主義と労働者階級（プロレタリアート）の基本課題を設定するものであった。社会主義者鎮圧法下の活動の中で社民党指導部に影響力を強めたマルクス、エンゲルスの社会認識と変革論に基づくこの綱領は、その後の帝国主義時代の相対的平和期のSPDの基本指針として存続するのである。

しかしエアフルト綱領の状況認識自体「資本論」の「資本主義的蓄積の歴史的傾向」の有名な章を解釈したものに基づかない」と綱領作成の中心人物K・カウツキー自らが後に述べているように^①、一般的で、経済的な社会発展傾向の確認が現実の社民勢力の実践活動にどれだけ有効たりえるのか、当面の諸改革の有効な指針たりえるのかという基本的問題を含み込んでしまった。そしてほどなく党における実践と目標の乖離、倫理に基づく社会主義を強調する「修正主義」

の正面からの批判に曝されるのである。¹²⁾

エアフルト綱領後二四年、帝国主義的安定期は破綻し、世界戦争を引き起してしまった。そして四年余の総力戦、敗戦、政治革命の進行とドイツは激動期を迎えた。そしてこの中で、大戦の経験と新たな政治・社会条件に対応した新綱領作成以前に、SPDの党組織は三分裂してしまった。それらはドイツ共産党(KPD)、独立社会民主党(USPD)、それに戦前のSPDと組織的に継続する多数派社民党(MSPD)である。

MSPDは一九二一年に新綱領(「ゲルリッツ綱領」)を採択した。この綱領は状況認識・基本要求部分と当面の政策領域という形式に関しては戦前のエアフルト綱領と共通しているものの、その内容面においては世界大戦の経験と新生共和国の現状、党指導部の分裂を反映した特色ある内容を含んでいる。しかもマルクス主義的な歴史・状況規定の性格が曖昧化する一方、それに対応してかつてのベルンシュタインの主張が組込まれ、目標次元では倫理的価値が追求され、改革主体に関して労働者階級を越えた人民フォルクの視点が打ち出されている。¹³⁾

倫理的価値の追求ということでは、階級闘争を「歴史的必然」であるとともに「道徳的要求」でもあると把握し、さらに民主主義、自由、共同という社会理念が目標的位置を占めている。「(ドイツ社会民主党)は民主主義と社会主義のための闘争共同体への結集を求める」。「社会民主党は闘いとした自由を防衛するために死力をつくそうと決断した。党は民主共和国を歴史的発展によって逆行不可能なものとして与えられた国家とみなし、それへのあらゆる攻撃を人民の生存権を侵害するものと判断する」。「党は自由な人民国家に組織された、経済に対する人民の意志の支配のために、そしてまた社会主義的共同心ゲマインシツという精神での社会の再生のために闘うのである」。また資本主義経済の社会主義的改造を「経済のおよび倫理的共同体ゲマインシツというより高い形態(人類を高めるための)」の必要手段とも表現している。

人民的立場の強調については、ゲルリッツ綱領はその冒頭で自らの党を「都市および農村における労働人民の政党」

であるとして規定し、さらに「人民の生存権」「自由な人民国家に組織された人民の意志」「創造的人民を資本の支配という桎梏から解放する」等の表現がなされている。

このように修正主義論争時ベルンシュタイン等の主張した、SPDの現実実践に対応した党の基本的視座への修正が容認されるとともに、第二次大戦後のゴードスベルク路線——人民政党的立場での倫理社会主義的綱領——との思想的継続性を印象づける綱領となっている。しかし新生ヴァイマル共和国の政治的、社会的動揺の中にあつて、ゲルリッツ綱領自体定着しえず、四年後新綱領——「ハイデルベルク綱領」にとつて替るのである。

人民的立場、倫理社会主義的特色を浮き立たせたゲルリッツ綱領に対し、ハイデルベルク綱領は、エアフルト綱領の復活ともいふべき状況規定的・社会革命志向的内容となつてゐる。¹⁾

この綱領は一般傾向的な状況認識と基本目標からなる第一部分と当面の改革要求からなる「行動綱領」の部分から構成されている。第一部分では「金融資本」の影響の一層の強まりの中で、資本主義経済の階級的矛盾が激化しているという経済的変動傾向が状況認識として示され、これに対応する形で、「資本家的独占に対する社会の総利益」を自らの解放闘争によつて代表しえる労働者階級が、「生産手段の資本家的私有の社会的所有への転換」を目指すことが基本目標とされている。

それに対して第二部分の「行動綱領」では、民主主義と国民生活向上のための政策が領域別に提示されているが、特に「民主共和制」を労働者階級の解放闘争のためにも、社会主義の実現のためにも「最も好都合な基盤」と位置付け、共和制擁護の立場を強く打ち出しているのが注目される。

ハイデルベルク綱領では、ゲルリッツ綱領で強調された倫理目標の追求、労働者階級を越えた人民的立場の重視の表現はみられない。この点では「自然必然的」という表現は消えたものの、綱領上の方角転換、戦前のそれへの逆行と判

断せざるをえない一方、「行動綱領」部分での共和制擁護・発展の立場の明示はKPDと区別されるヴァイマル体制下のSPD勢力の特色を表現している。

ヴァイマル共和国の相対的安定期を経て、やがて共和国の解体、ファシズム支配という事態となり、SPDの合法活動は全面的に禁止されてしまった。この状況下SPD亡命指導部が発表した「ブラハ宣言」（一九三四年）は、内容的にはファシズム独裁という新事態での党綱領的な位置を占めるものである。¹³

ブラハ宣言はナチス統治一年後のドイツを「全面的ファシズム国家」と規定し、この独裁によってドイツ労働者運動の本質と課題が根本から覆され、人民は隷従と無法に委ねられていると把握している。そしてこのナチス独裁に対して合法性の枠にとらわれない、国家権力奪取の闘い（政治革命）に踏み出し、その後に社会主義秩序の形成を求めたものであった。

そしてファシズムの蛮行に対し、人類的理念とりわけ「自由」のための闘いを強調している。「我々は、ファシズムの野蠻に反対し、人類の偉大かつ不滅の理念のための闘争を進める。……我々は自由なしには生きることが欲せず、またその自由獲得に全力をつくす。階級支配のない自由、人間の人間に対する一切の搾取および支配の完全な廃棄にまで至る自由を」「自由を通して社会主義へ、社会主義を通して自由を」。

しかし現実のナチス独裁体制は一層強化され、ドイツ国内で大衆的な抵抗を展開し、急激な政変をもたらしえる見通しはなく、その意味では「ブラハ宣言」の実効性はほとんどなかった。他方独裁体制への社会民主主義者の徹底抗戦の必要性和その論拠の提示は、ドイツ国内での多くの党支持者の不服従的態度の共鳴板となったことは事実であり、第三帝国以後のSPDの「自由」の尊重を含めた基本思想とも継続性を有するものとなった意義は見逃しえない。

敗戦直後、SPDでは非合法下を耐え抜いた党員達によって極めて急速に地方組織のレベルを含み、再建作業が進行

した。しかし自らの活動地域に関しては、大きな変動に見舞われた。SPDとして組織的活動を再開したのはドイツ連邦共和国（西ドイツ）部分のみであり、ドイツ民主共和国（東ドイツ）部分ではSPDはKPDとの合併の道を進み、独自の党組織は消滅した。

再建SPDの正式綱領の確定は、一九五九年のゴードスベルク大会まで待たねばならないが、すでに新綱領骨子というべきその原型は一九五二年のドルトムント大会で採択され、五四年のベルリン大会で拡充された「行動綱領」——「ドルトムント・ベルリン行動綱領」に求めることができる。¹⁰⁾

この行動綱領も形式としては基本目標と各領域別の当面の政策という従来のSPD綱領と共通しているものの、マルクス主義的な歴史・状況規定的綱領たるエアフルト綱領タイプのそれとは、内容的に異質なものとなっている。

ここでは現状を、人類を無限に発展させようとするとともに、他方で悲惨な破壊の危機でもある「原子力時代の始まり」という転換期と捉え、「権力政治的な対立が平和的方法で克服されない時は、人類は自滅に直面する」と認識し、「今まで以上に決然と民主主義と社会主義の偉大な理念——すなわち屈辱的な社会的従属や精神的隷属からの人類の解放、平和で公正な社会を目指す」ことをSPDに求めている。そして自らの基本目標を、「社会主義精神に基づいて社会を再編成することにあり。社会主義こそが各人の人格の自由な発展を可能にする。それゆえ社会主義者は、万人の平等の権利のために、そして現存社会では実現しえない精神的、政治的、経済的自由のために戦う」と明確に表現している。

この目標設定では、「社会主義」は掲げられているものの、それは歴史的・社会的条件に規定された実体的な目標ではなく、「平等の権利」「自由」といった抽象化された理念で構成されており、それらは国民の意識的努力で限りなく実現されるものであり、この綱領では「搾取や抑圧のない新しい社会は、歴史の法則によって、不可避的に我々の手に入るものではない。責任ある、目的意識的な行動によってのみ、我々はより良い社会を戦い取ることができる」と述べ、倫

理社会主義の立場を鮮明にしている。

またこの綱領では現存の共産主義—共産主義者を、社会主義的伝統を「判別しがいほどまで歪曲してしまった」と厳しく批判し、民主主義と人権を脅かす「全体主義的支配体制」という概念を取り込み、ソヴェト国家を拒否している。また倫理社会主義の強調と対応して、生産手段の公有—統制経済万能の考え方を否定し、「可能な限り競争を、必要な限り計画を」という原則、被雇用者の「共同決定」重視というその後のSPDの基本的立場を打ち出している。さらに自らの党を「結党時の労働者政党から人民政党ポルクスに転化した」こともこの段階で公言している。

この「行動綱領」の五年後一九五九年「ゴードスベルク綱領」が制定された。ゴードスベルク綱領はSPDにとって第二次大戦後初めての正式綱領であり、一九世紀末以来自党が抱える綱領上の矛盾・不整合部分に決着をつけ、「新時代」に能動的に対応する大胆な路線を提示したものであった。¹⁷

ゴードスベルク綱領では、SPDは自らの立場を「民主社会主義」と明確に規定し、「自由」「公正」「連帯」を「社会主義理念の基本的価値」とし、「すべての人々が自由に人格を発展させ、社会の有用な成員として人類の政治的、経済的、文化的生活に責任を持つて協力できるような社会を目指す」ことを表明している。ここでは「社会主義」の実現は基本目標ではあるが、その実現は実体化された未来社会ではなく、基本理念を「戦い取り、維持し続けるなかで実現されるもの」、「生活秩序」の中で絶えず基本理念が充足されてゆくものであり、「社会主義とは永続的課題である」というベルンシュタイン的な倫理社会主義の立場を明確にしている。

そしてこの「民主社会主義」の立場から、いくつかの基本要求が導き出されるが、とりわけ「民主主義」が人間尊厳的な社会実現の不可欠な要求として重視されている。「我々は民主主義のために闘う。民主主義だけが人間の尊厳と自己責任を尊重する表現であるから、民主主義は普遍的な国家秩序、生活秩序にならねばならない」「我々は、いかなる独

説
論
裁、いかなる類の全体主義的かつ権威主義的支配にも反対する。なぜなら、それらは人間の尊厳を軽視し、自由を否定し、権利を踏みにじるからである。社会主義は民主主義を通じてのみ実現され、民主主義は社会主義を通じて達成される」。

そしてこの民主主義は社会主義的基本価値と同様に政治生活の領域のみならず社会、経済、文化等一切の人間生活の領域で実現されるものとされている。

新しい時代に対応したSPDの綱領的転換はすでにドルトムント・ベルリン行動綱領で打ち出されてはいるものの、この新綱領によって「民主社会主義」の思想内容が一層体系化された形で、明確に表現されることになった。

ゴードスベルク綱領を通じてのSPDの新たな路線の明確化は、この党の発展に大きく貢献したことは、その後のドイツ社会の動向の中ではつきり証明されている。

しかし一九七〇年以降の、西ドイツを含めた高度工業化国家群、いや全球規模での人類社会の状況変化は、ゴードスベルク綱領自体に基本修正を迫る事態を相次いで顕在化させている。その修正は経済、社会といった各領域別の基本政策のみならず、「民主社会主義」の基本価値の位置付けにも及ぶものとなっている。SPDでは八〇年代に入り、党綱領——基本理念再検討の必要性が、指導部でも強く自覚され、「基本価値委員会」での審議を経て、「党綱領委員会」での二度にわたる草案の作成、広範な組織内討論を経て、八九年十二月の党大会での新綱領（「ベルリン綱領」）の採択となつて具体化した。新綱領の意義については、すでに第一章案（「イルゼー草案」）を通じて我国にも紹介されているが、工業化社会の危機に対応した新しい社会改革の理念——社会民主主義の転換の方向を先駆的な形で指し示している（本稿第三章参照）。

- (1) これはSPDの「政党史」としての立場からの把握であり、社会民主主義をも含む広いドイツ労働者・社会主義運動としてはすでに「四八年革命」直前（Vormärz）にまで起源が求められるのは明白である。現在のSPDの立場からこの見方は容認されべき。Vgl. S. Miller, H. Pothoff, Kleine Geschichte der SPD — Darstellung und Dokumentation 1848-1983 (Bonn, 1983), D. Dowe, Mehr als 125 Jahre? — Zur Entstehung der Arbeiterbewegung in Deutschland, in : D. Dowe, K. Klotzbach (Hg.), Kämpfe — Krisen — Kompromisse — Kritische Beiträge zum 125-jährigen Jubiläum der SPD (Bonn, 1989), S. 9-32.
- (2) A. Rosenberg, Demokratie und Sozialismus, (Frankfurt/M, 1962 (Nachdruck)) S. 137 (邦訳「民主主義と社会主義」(田口・西尾訳、青木書店、一一八頁)。
- (3) Vgl. F. Lassalle, Offenes Antwortschreiben, in : D. Dowe, K. Klotzbach (Hg.), Programmatische Dokumente der deutschen Sozialdemokratie, (以下「Dokumente」と略記) (Berlin, Bonn, 1973) S. 104ff. 内容の要約についてはF・メーリング著『ドイツ社会民主主義史(下)』(足利・平井・林・野村訳、ミネルヴァ書房)二四—三二頁参照。
- (4) Vgl. Grundzüge der Bestrebungen der ADAV, in : Dokumente, S. 159ff. 「全ドイツ労働者協会」の「基本目標」を確認する重要文書として他に「ADAV規約」(一八六三年)第一条がある。ここでは「普通・平等・直接選挙によってのみ、ドイツ労働者階級の社会的利益が十分代表され、社会での階級対立を真に除去できるという確信から、平和的、合法的方法で、とりわけ世論の確信を獲得することによって」の選挙法を実現する」ことを目的と定めている。Statuten des ADAV, in : Dokumente, S. 138.
- (5) Vgl. Programm und Statuten der SAP, in : Dokumente, S. 165ff. 邦訳に関してはW・アーベントロート『ドイツ社会民主党史』付録「ドイツ社会民主党の綱領上の諸宣言」(広田・山口訳、ミネルヴァ書房)に含まれている。
- (6) F・メーリング、前掲書二七〇頁。「国際労働者協会」の直接的な影響ということでは、「国際労働者協会暫定規約」(マルクス作成)参照(邦訳は「マルクス・エンゲルス全集」(大月書店)一六巻収録)。「アイゼナツハ綱領」は「労働者階級の解放闘争」の意義に関しては「協会規約」の表現をそのまま取り入れるとともに、自らの「国際労働者協会」の支部としての活動努力を明記している。
- (7) Vgl. Programm der SAPD, in : Dokumente, S. 175ff.

- (8) F・メーリング、前掲書三四七頁。マルクスの批判については、「ゴータ綱領批判」(全集一九巻収録)参照。
- (9) 「ドイツ社会民主党」の名称で召集されたこの大会では「党綱領」という議題で「ゴータ綱領」の全面的改訂の必要性についてW・リープクネヒトから報告・提案され、次の党大会に「改訂綱領原案」を提出することが決議された。W. Schröder, Handbuch der sozialdemokratischen Parteitage 1863 - 1909 (München, 1910 - Nachdruck Leipzig, 1971) S. 469 - 70.
- (10) Vgl. Programm der SPD in Erfurt 1891, in : Dokumente, S. 175ff. 邦訳は『ドイツ社会民主党小史』「付録」に収録。
- (11) K・カウツキー「エルフルト綱領解説」第五版への序文(都留大治郎訳、『世界大思想全集一四巻』河出書房、収録)
- (12) この間のSPD指導路線の動向については山本佐門『ドイツ社会民主党とカウツキー』(北海道大学図書刊行会)第二章「八九〇年代のドイツ社会民主党指導層とカウツキー」参照
- (13) Vgl. Programm der SPD in Görlitz 1921, in : Dokumente, S. 195ff. 邦訳については『ドイツ社会民主党小史』「付録」参照。さらに関嘉彦『ベルンシュタインと修正主義』(早稲田大学出版部)第九章二節「ゲルリッツ綱領」も参照。
- (14) Vgl. Programm der SPD in Heidelberg 1925, in : Dokumente, S. 203ff. 邦訳については、『ドイツ社会民主党小史』「付録」参照。
- (15) Vgl. Prager Manifest der Sopade 1934, in : Dokumente, S. 213ff. 邦訳については『ドイツ社会民主党小史』「付録」参照。「アラハ宣言」への評価については、富永・鹿毛・下村・西川著『ファシズムとコミンテルン』(東京大学出版部)IV - 2「ブパーテと批判者達」、B. Hebel - Kunze, SPD und Faschismus (Frankfurt/M, 1977), S. 162 - 163, H. Niemann (Hg.), Geschichte der deutschen Sozialdemokratie 1917 - 1945 (Berlin(o), 1982), S. 365 - 67, 参照。
- (16) Vgl. Aktionsprogramm der SPD, Beschlossen auf dem Parteitag in Dortmund und erweitert auf dem Parteitag in Berlin, in : Dokumente, S. 297ff. なおS・ミュラー『戦後ドイツ社会民主党史』(河野裕康訳、ありえず書房)「資料」でこの抜粋邦訳が収録されている。この綱領はドルトムント大会の前年採択された「民主的社會主義の目的と課題」という「社会主義インター原則宣言」(フランクフルト宣言)と内容的に極めて近接している。Vgl. Dokumente, S. 285ff. S・ミュラー、前掲書「資料」の「抜粋邦訳」も参照。
- (17) Vgl. Grundsatzprogramm der SPD in Bad Godesberg 1959, in : Dokumente, S. 349ff. 邦訳については『戦後ドイツ社会民主党史』「資料」参照。

(18) 「イルゼー草案」については、Entwurf für neues Grundsatzprogramm der SPD - Isee, 6. 1986 (Vorstand der SPD (Hg.) (以後 Iseer Entwurf と略記)。邦訳「西ドイツ社会民主党新綱領(草案)」(『現代の理論』No. 232 (一九八六・十二)収録)もある。

(2) 社会民主党綱領構成上の特色

(イ) 綱領構成上の二類型

前章での基本目標上の概観でも明らかのように、ドイツ社民党は一三〇年の歩みの中で綱領次元でも相当の変更を繰り返している。しかもそれは構成上のみならず内容上での基本的変化をも伴っていた。¹⁾

構成上の変化ということでは、エアフルト綱領とゴードスベルク綱領で最も明確に対比される如く、歴史・状況規定的綱領か倫理的綱領かということである。歴史・状況規定的綱領では、社民党の闘争路線確立に關つて、社会的變動の一般的傾向と現状認識が決定的に重視される。彼等自らの運動上の基本目標は資本主義社会の發展傾向とその顕在化である現状に全面的に規定される形で導き出されるのである。エアフルト綱領の場合では、資本主義社会の經濟的破綻、二大階級の対立の激化、社会革命の不可避性が綱領前段で指摘され、この不可避的な社会革命を担う主体として労働者階級と社民党の立場が位置付けられた。ここではSPDの担う基本目標は、自然必然的な經濟的發展の帰結に対応して、客観的・不可避的に提示しえるものであった。エアフルト綱領ではそれは、資本家的搾取に対する労働者階級の闘争を「一つの意識的で統一的な闘争へと形成し、それに自然必然的な目標を指示すること——これこそ社会民主党の課題である」と表現されていた。

こうしたマルクス・エンゲルスの社会理論の影響を強く受けた歴史・状況規定的綱領にあっては、社会民主主義の理念は「自然必然的」な経済発展傾向の帰結の承認と同一視される。ここでの社会民主主義の理念とは二大階級に分極化しつつ激化する階級闘争を労働者階級の側に立ち、社会主義的変革を推進することになる一方、個々人の主観的願望や社会的倫理の契機は積極的に問われることはない。そして「社会主義」の実現は社会的矛盾克服の結果として、「終極目標」に、実体化された「未来社会」に想定されるのである。

しかし現実にはどの歴史・状況規定的綱領でも「終極目標」として実体化された「社会主義社会」像は著しく抽象的で曖昧である。綱領で指摘される資本主義社会の矛盾現象の克服結果の総体として陰画的に描き出される以上のものではない。

この消極的未来像の中にあつて、社会主義実現の決定的方策として極めて明確に表現されているのは「生産手段の有関係の転換」である。「労働者階級の目標は、生産手段の資本家的私有の社会的所有への転換によつてのみ達成される」(「ハイデルベルク綱領」)。「生産手段の資本家的私有の社会的所有への転換、商品生産の、社会のために社会によつて営まれる社会主義的生産への変革」(「エアフルト綱領」)。こうした綱領の表現は、経済的側面、それも生産手段の「社会化」の意義のみを重視した社会主義像をSPD内に流布させることとなつた。^②

これに対し倫理的綱領では、社会の発展傾向や状況認識よりは「自由」「公正」という抽象化された社会理念自体が、社会民主主義の基本目標の土台とされる。そしてこれらの綱領自体も「社会主義」は掲げるものの、それは三基本理念の合成物であり、調和ある三理念充足の中に理想社会の実現が求められた。「社会主義者は、万人が自由の中で自らの人格を發展させ、社会の有用な成員として人類の政治的、経済的、文化的生活に責任を持つて協力することのできる社会を目指す」(「ゴータスベルク綱領」)。ここでは社会主義は、「終極目標」として現実と断絶した未来の理想社会として想

定されるのではなく、基本理念の充足状態と関わって「永続的な課題」として位置付けられていた。従って倫理的綱領にあつては、SPDの伝統的綱領形式である「原則部分」と「当面の政策部分」の分裂、目的・手段関係化は生じ難い。この綱領の視点では当面の社会改革の推進自体、基本目標たる社会主義の実現過程そのものであつた。

自らの立場を「民主社会主義」と規定して、綱領上倫理社会主義の立場を明確化したのはゴードスベルク綱領が初めてであるが、倫理社会主義自体はすでに一九世紀末の「修正主義者」ベルンシュタインの立場であり、戦間期「ゲルリッツ綱領」にもその主張は反映され、SPD党内でも一潮流を形成していた^③。そして明確に倫理社会主義の立場と判断しえないものの、「自由」「公正」「平等」「連帯」「友愛」という社会的理念を自らの基本目標とする立場はSPD系政治運動の初期段階ですでに十分確認できるのである。「尺度として自由、公正、連帯がその共同生活を刻印する社会の確立という、この古い期待の内容はラッサールの時代も今も社会民主主義者のあらゆる政治的要求の基礎であり、それらを意義付けしているものである」(H・J・フォーゲル^④)。

すでに一八六三年設立の「全ドイツ労働者協会」旗には「自由」「平等」「友愛」の標語が織り込まれており、アイゼナツハ、ゴータといった倫理的色彩濃厚な綱領ではこれらの理念が主張の基盤となつていた。ゴードスベルク綱領にみられる倫理的綱領はその基本理念とともにドイツ社会主義・労働者運動の伝統に位置するものであろう。

しかしドイツ社民運動指導層へのマルクス、エンゲルスの社会理論の影響が強まるに従い、歴史・状況規定的な視点からの運動論が支配的となつた。ドイツ社民綱領史にあつては、倫理的綱領色の強さとマルクス主義的社会理論の反映の強さは明確に対抗関係にある。

しかし果たしてマルクス主義理論の影響濃厚な歴史・状況規定的綱領には倫理的綱領における基本的価値——社会主義的理念の表明は排除されていたのであろうか。

エアフルト綱領では資本主義社会の全般的変動傾向とそれに対応した社会民主党と労働者階級の課題・役割の提示に続いて、「ドイツ社会民主党は、それゆえ新しい階級の特権や優先権のために闘うのではなく、むしろ階級支配と階級それ自身の廃絶のために、そして性と出身の区別なくすべてのものの平等な権利と義務のために闘うものである。このような見解を基点として、党は今日の社会において賃金労働者の搾取と抑圧に闘うだけではなく、あらゆる種類の搾取と抑圧に―それが階級に、党派に、性に、あるいは人種にむけられようと関係なく―闘うのである」という原則が確認されている（「ハイデルベルク綱領」でもほぼ同文の立場表明がある）。この確認は、「万人の平等」のため、「あらゆる搾取と抑圧」に抗する闘いという、社民運動の伝統的理念に基づく立場の表明にはかならない。「（エアフルト綱領には）確かに当時支配的であった自然科学的思考に対応し、そしてマルクス主義の下、党内に流布していた歴史の必然的発展としての社会主義という観点が前面に表われていたが、それと並んで社会主義的意志の伝統的な原理も含まれていた」（SPD基本価値委員会代表E・エブラー）⁵⁾。

倫理的綱領と歴史・状況規定的綱領は社民党内にあつてはその思想的基盤、現実運動上の効果において相当の相違があつたことは明白であり、さらにマルクス、エンゲルスの社会理論、エアフルト綱領のドイツ社会主義・労働者運動への作用は広く、深いものがあり、その考察の意義は今も否定しえない。しかし社会改革運動の指針として、さらに人民への訴えとして綱領上絶えることなく表現された社会理念の内容とその機能に関しては、ドイツ社会主義の特色把握としてより重視されるべきであろう。

(ロ) 社会民主主義理念の内容の構成

一三〇年の運動の中で自らの基本価値として、さらに国民への改革の訴えとして機能し続けてきた「自由」「公正」「連帯」は各々どのような内容を持ち、相互に関連付けられているか綱領上の規定を通じて検討、確認しておくことも不可欠であろう。

三理念を「社会主義を志向する基本価値」と規定し、倫理社会主義の立場を明確にしたのがグーデスベルク綱領であり、さらにこの理念の精密化を試み、表現したのが「八五年指向綱領」である。この二つのSPD戦後綱領の規定を通じて、我々はドイツ社会主義基本理念の骨格的内容を把握しえよう。

民主社会主義の立場では、自らの基本価値を統合する根幹的価値は「人間の尊厳」である。そして三つの基本価値が相互に制約しつつ、調和的に実現されることが「人間の尊厳」的立場であり、その社会が彼等の目指す社会である。

ここでの「自由」とは、「屈辱的な隷属状態から免れていること、そして公正と連帯の必要性から生じる限界の中で、自己の人格を自由に発展させること」と規定されている（「八五年指向綱領」）。

一方「公正」は、「社会内部で同等の権利と同価値的な生活の可能性を与えることによって、各人の自由を実現すること」と自由実現の条件と関わって規定されている（「八五年指向綱領」）。ここでの「公正」は「平等」という概念との関連で理解されるものであり、「公正」への要求は「すべての人間の尊厳が平等である」ことに基礎を置いた、「平等な自由」を意味するものである。

「連帯」については、労働者・社会主義運動での歴史的役割、社会的分業・協業体制にその必要性の根拠がまず求められる。「連帯は、労働者運動と民主社会主義の歴史の中で決定的な役割を演じてきたばかりではなく、今日なおより人間的な社会を目指す闘争において重要な意義を持つている。連帯の経済的、社会的基礎は、社会的分業と協業の必要性

および共同行動の有用性にある。連帯は特に隷属や不公正と闘う人間集団の団結の中によく現われる」。そしてこれを前提に「連帯」の基本価値上の意義付けがなされる。「また連帯とは個別的利害の集合以上のものであり、単に社会的闘争の武器というだけにとどまらない。我々は互いに責任感を持つて助け合う場合にのみ、自由で対等な者として人間的に共存できるのである」(八五年指向綱領)。

そして、この三つの基本価値が相互に制約しつつ、調和的に充足されてゆく過程こそ、民主社会主義の目標であり、これらの「相互関連性と同等性」を見誤り、無視することは理念の破壊につながるものとされている。「自由主義」「保守主義」「共産主義」「ファシズム」と、民主社会主義に現在まで対立・競合関係にあつた政治的潮流はいずれもこの視点から批判、排撃されている。例えば「自由主義」は「極端な不平等と万人の万人に対する闘争の社会において、全社会的な人間の連帯を抜きにして、自由と公正が創り出され、維持されると考える」誤りに陥っており、「共産主義・マルクス・レーニン主義運動」の誤りは、「自由を欠いた同権が存在し、また連帯が強制されうると考える」ことに求められている。

そしてこの基本価値が実現される場合は、政治、経済の領域に限られぬ、あらゆる生活領域に求められることも民主社会主義の主原理である。「社会民主党は、この基本価値を体现する生活秩序を追求する」(「ゴードスベルク綱領」)。

しかしここで言及した社会民主主義理念の内容的構成は戦後の、「民主社会主義」的立場確立後のものであり、社民綱領史の当初から一定不変というわけではない。それゆえ内容的構成の検討はさらに現在の社民的理念の起源とその後の内容的変化にも及ぶことも必要である。

理念上の起源については、現SPDの綱領的立場ではどのように把握されているであろうか。

「ドイツ社会主義はドイツ古典哲学と偉大な西ヨーロッパの革命の理念的内容、とりわけ一七八九年の理念から成立

した。人権のこれらの理念は市民ビュルガの理想ではない。それを越えた特別な労働者の権利上の理念も存在しない。自由、平等、友愛、人間性という人間の権利の中に全ての労働者の階級的な諸要求もまた含まれているのだ（K・シューマツハ）。「我々の創立者や彼等に付き従った世代はフランス革命の理念——自由、平等、友愛を真剣に取り扱った。彼等は自由、平等を形式だけではなく、物質的な意味でも追求した。彼等は機会均等を紙の上だけではなく現実においても求めたのだ」（H・J・フォーゲル⁹）

これらSPD新・旧党首の発言では、自由、平等、友愛という既存の市民革命理念を全社会的な規模で、より実質あるものを目指すことに自らの運動理念の起源が求められている。そしてさらに「民主社会主義」として自らの立場を規定した場合、一層広く、深いヨーロッパの重要思想潮流にその思想的起源が求められることになる。「ヨーロッパにおけるキリスト教倫理、人道主義フアヒスマおよび古典哲学に根ざす民主社会主義」（「ゴードスベルク綱領」）、「ヨーロッパにおける民主社会主義はその思想的起源を、キリスト教、人道主義哲学、啓蒙主義、マルクス主義歴史・社会理論、労働者運動の諸経験に持っている」（「新綱領」ベルリン綱領（八九年十二月）¹⁰）。

しかし現在の社会民主主義の起源をその理念に限定したとしても、それをヨーロッパ社会の思想的潮流にのみ求めることは一面的な理解であろう。それらは最新の党綱領でも言及されているように、「労働者運動」など歴史的な現実基盤と関連付けての把握が必要である。この視点についてゴードスベルク綱領は「（社会主義運動）は、資本主義体制に対する賃金労働者の本源的、倫理的な反抗として始まった。科学と技術による生産力の強力な発展は、ごく一部の階層に富と権力を、そして賃金労働者には何よりも貧困と悲惨だけをもたらした。支配階級の特権を打破し、すべての人々に自由、公正および繁栄をもたらすこと——それは今も昔も変わることはない社会主義の本質である。労働者は闘争においては、自ら以外に頼るものはなかった。自分達が置かれた状態の認識、それを変えようとする決意、連帯行動、そして闘

説
論
争の明白な成果によって目覚めたのである」と表現している。また現党首フオーゲルも、「ドイツ社会民主主義の最も強力な起動力は労働者とその家族の貧困な生活条件への怒り、彼等の社会的、政治的零落への怒りであつた」と理念の現実的基盤を重視している。¹⁾

このように現実の労働者層の生存のための闘争に現われた内発的情念に倫理的思想潮流が結合し、ドイツ社会民主主義の基本理念は形成、定着しえたのである。

しかしこうした社民運動初期から確認しえる三基本理念の内容自体、その後の社会変動、他政治勢力との対決の中で変化した事実にも注目しておく必要がある。

運動理念の変容を促す主要因として通常、社会条件の変動と自らの政治的体験が考えられるが、ゴードスベルク綱領までの一〇〇年のSPD綱領史にあつては、ロシア共産主義(ボリシェビズム)、ナチズムとの対決という自らの政治的経験がより決定的要因となつている。

すでに綱領史の概観の中で明らかにしたように、ボリシェビズムとナチズムとの現実対決を通じてドイツ社会民主主義の立場として重視され、強調されたのは個の次元で位置付けられる「人間の尊厳」という原理に支えられた「自由」「民主主義」の価値である。²⁾

「すべての人々が自由に人格を發展させる」「民主主義だけが人間の尊厳と自己責任を尊重する表現である」「人間の生命、尊厳および良心は、国家に優先する」「社会政策は、各人が社会の中で自由に自己を發展させ、自己の責任で生活のできるための根本的な前提条件を創り出さねばならない」「我々はいかなる独裁、いかなる類の全体主義的かつ権力主義的支配にも反対する。なぜなら、それらは人間の尊厳を軽視し、自由を否定し、正義を破壊する」「全体主義的な統制(経済は自由を破壊する)」「共産主義者は自由を徹底的に弾圧する」(いずれも「ゴードスベルク綱領」)。

それに対し第一次大戦前の社民綱領にも、党指導者の発言でも「自由の実現」「「庄政と搾取からの解放」は強調されつづけていた。しかしそれらは階級としての集団的抵抗・解放という志向性が強く、しかも構造的、制度的変革による理念実現という視点以上の展開は表現されていない。「労働者階級の道徳的理念は、個人の諸能力の、個人による、妨げられることのない、自由な發揮ということではまだ十分ではなく、これをさらに、道徳的に秩序立てられた共同体における利害の連帯性、発展上の共同性と相互性とが、付け加わらねばならない」(F・ラッサール)「社会民主主義は、経済的平等の確立、つまり完全な自由と平等に基づく国家的、社会的制度を構築することを目的としている」(A・ペーベル)。

戦間期におけるポリシエビズムの政治的実践、ドイツ共産党との対立的競合、そしてナチズムによる暴圧という政治的経験を通じた社民基本理念のこうした内容的変化の意味は大きい。そしてゴードスベルク綱領に関しては、戦後のSPDを取り巻く政治的条件のインパクトドイツの国家的分裂、東西冷戦体制の強化がさらに加わって、理念的変容を一層明確なものとしている。

社民党綱領史の検討は、この党の一三〇年の歴史に共通した基本理念の存在を確認させるとともに、ポリシエビズム、ナチズムとの政治的対決以後の社会民主主義の独自性をも理念次元において明確にさせるのである。

この事実を前提とすれば、社民運動史における「自由」「公正」「連帯」という基本理念の起源を問うことと、「民主社会主義」として自らの立場を規定し、その源流を問うことは、同一視しえない内容を含んでいることも明らかとなろう。

(一) 綱領史的全体把握については (一) H. Weber, *Das Prinzip Links* (Hanover, 1971) (二) W. Eichler, *Zur Einführung in der demokratischen Sozialismus* (Bonn, 1973) (三) S. Miller, *Das Problem der Freiheit in Sozialismus* (Berlin,

- Bonn, 1977) (4) T. Meyer, Demokratischer Sozialismus — Eine Einführung (Bonn, 1982) (邦訳『ドイツ社会民主主義入門』(徳永・佐藤訳、ネルソンの書房) (5) D. Dowe, K. Klotzbach (Hg.), Programmatische Dokumente der deutschen Sozialismus, Einleitung (6) E. Eppler (Hg.), Grundwerte für ein neues Godesberger Programm (Bonn, 1984), 参照。
- (2) S. Miller, a. a. O, S. 291 - 292, W. Eichler, a. a. O, S. 70 - 72.
- (3) Vgl. T. Meyer, a. a. O, S. 40 - 50 (邦訳五三—六八頁)。「ゴータスベルク綱領」の思想的基盤との関連で特に注目されるのはヴァイマル共和国期の「倫理社会主義」としてのL・ネルソンの理論である。Vgl. T. Meyer, Theorien der Arbeiterbewegung in der Weimarer Republik — Ethischer Sozialismus, in : T. Meyer, S. Miller, J. Rohles (Hg.), Lern- und der Arbeitsbuch deutschen Arbeiterbewegung (Bonn, 1983), Bd. 2, S. 485 - 497.
- (4) H・J. Vogel, Das Erbe Lassalles und Auftrag der demokratischen Sozialismus in der Gegenwart, in : Neue Gesellschaft, Jg. 34, Nr. 6 (6. 1987), S. 512 (山本佐門訳、北海学園大学『法学研究』二〇・三、五〇—五二頁)。
- (5) E. Eppler, a. a. O, S. 46 - 49, さらにW. Eichler, S. 68 - 69, 参照。「共産党宣言」でも「階級と階級対立のうえに立つ旧ブルジョア社会に代わって、各人の自由な発展が万人の自由な発展の条件であるような一つの結合社会が現われる」(『マルク・エン全集』四巻、四九六頁) という「未来社会像」は「基本価値」、特に「自由、尊重の表明として現代の民主社会主義者によってもよく引用される。
- (6) Ökonomisch - politischer Orientierungsrahmen für die Jahre 1975 - 1985, in : Jahrbuch der SPD 1975 - 1977, S. 425 - 516, 『戦後ドイツ社会民主党史』「資料」での抜粋邦訳参照。
- (7) Vgl. Irseer Entwurf, S. 9 (邦訳一五頁), T. Meyer, Demokratischer Sozialismus, S. 92 (邦訳一三四頁)。
- (8) Ökonomisch - politischer Orientierungsrahmen für die Jahre 1975 - 1985, S. 426 (抜粋邦訳二四〇—四一頁)。
- (9) K. Schumacher, Rede auf den Parteitag der SPD in Hanover 1946, in : Protokoll, S. 51 - 52, H・J. Vogel, Ein Strom, der an Kraft nicht verloren hat, in : S. Miller, M. Risttau (Hg.), a. a. O, S. 19 - 20.
- (10) Grundsatzprogramm der SPD in Berlin 1989, S. 3. ゴータスベルク綱領では民主社会主義の思想的起源としてマルクス主義が明記されていない。しかしそれはSPD思想からのマルクス主義の排除を必ずしも意味しない。ゴータスベルク大会

での党首K・シューマッハの報告参照 (Protokoll des Parteitages der SPD in Bad Godesberg 1959, S. 55 - 59)。その中に T. Meyer, a. a. O., S. 90 - 97 (邦訳 三三 - 四三頁)も参照。ここではマルクス主義は人道主義、ドイツ古典哲学の流に含まれるものと解釈されている。

(11) H.-J. Vogel, a. a. O., S. 14.

(12) 「自由と公正への価値的重視は共産主義とファシズムの世界、それらの人間的尊厳と自由の否認という恐るべき経験によって確かに特に強い促進力を得た」(W. Eichler, a. a. O., S. 72)。「我々は、全体主義的独裁の忘れえぬ苦い経験を持ち、人間存在と人間の感情に対する蔑視と冒瀆を体験した。今では全党員が民主的自由を社会民主主義的信条の不可欠の構成要素であると考えていると私は信ずる」。「共産主義者は社会主義的伝統を不当に利用している。彼等の政治的綱領と実践は、社会主義の基本価値を踏みにじっている。彼らの支配は一党の権力要求に基づいたものである。それは政治的には一党独裁であり、人間の自由と尊厳の抑圧の上に成り立っている」(E・オーレンハウアー) Protokoll des Parteitages der SPD in Bad Godesberg 1959, S. 56 (戦後ドイツ社会民主党史、一八四 - 一八五頁、参照)。

(13) F・ラッサール『憲法の本質・労働者綱領』(森田勉訳、法律文化社) 一七九 - 一八〇頁、A. Bebel, Unsere Ziele, in: H. Bartel u. a (Hg.), August Bebel - Ausgewählte Reden und Schriften, Bd. 1 (Berlin(o), 1970), S. 75.

このことはマルクス主義、とりわけマルクスの社会理論自体が、個の次元からの「人間の尊厳」についての観点を欠落させていたことを意味しない。しかし、「人間の解放」を社会的・経済的関係の中で位置づけ、この主張が社会主義運動の理論として積極的に導入されてゆくに従い、人間の「自由」「平等」は「階級」「人民」「人類全体」という集団的なものとして専ら把握されていったのである。

マルクス主義的人間解放論には、運動論上の理由もあるが、同時に搾取と階級対立に関する経済構造上の原因除去へのユートピアともいへき過度の楽観論があった。Vgl. S. Miller, a. a. O., S. 291 - 99, W. Eichler, a. a. O., S. 42 - 44.

(3) 高度工業化社会の危機と新たな理念

前章では専ら、SPD綱領における基本理念の構造、起源、変容について検討したが、この基本理念が一体どのような社会・政治的条件の下で展開されるのか、「理念実現の場」についても言及しておく必要がある。

歴史的・状況規定的綱領であろうと、倫理的綱領であろうと、ドイツ社会民主主義にとっては目標のその基本展開の場は当然ながら資本主義社会であった。資本主義社会の矛盾を促進する社会運動として、あるいは資本主義社会で否定されている「人間の尊厳」の回復の運動として、いずれにしても資本主義社会の批判・克服を通じて、社民運動の目標実現が想定された。

それと同時に資本主義社会の高い生産力を、その生産・所有形態の転換によって、あるいは政策理念の転換によって、労働者階級、さらには全人民の福祉増進に直結させようとすることもゴードスベルク綱領までのどの綱領にも共通した目標であった。「資本家的生産の社会主義的、社会のために社会によって営まれる生産への転換は、生産力の発展と上昇が、最高の福祉と全面的な完成の源泉となるという、結果を産むであろう」(「ハイデルベルク綱領」)「絶えざる経済発展—第二次産業革命は全般的な生活水準をこれまで以上に引き上げ、今なお多くの人々を抑圧している困窮や悲惨を除くする前提条件を作り出している。経済政策は、安定した通貨に基づいて完全雇用を確保し、国民経済の生産性を高め、そして全般的な福祉を向上させなければならない」(「ゴードスベルク綱領」)。

しかし二〇世紀末の現在、科学技術の発展に支えられ、絶えず経済的生产力を上昇させ続ける高度工業化社会は、その無制限な開発・工業化の結果自らの存在基盤—生産・流通・消費の場—自体の存続の危機をもたらすに至ったので

ある。開発・工業化の進展は人間の生活環境を様々な形で、汚染、破壊し、人類の存続の危機さえ予測されているのである。開発・工業化の進展による人間社会の危機現象は現存の資本主義、社会主義の体制、さらには工業国、発展途上国の区別なく、全地球的規模で進行している。

しかし現状においてはこの危機への認識の程度は国によって、そして政党派によって相当の差があり、その危機回避の方策についてもその実施状況まで含めると全世界的に極めて不完全な状態にある。

このような事態の中にあつて、その危機認識においても、回避策の検討に関しても、工業国の政治勢力の中で極めて先進的ともいえる対応を示しているのがドイツ社会民主党である。SPDはこの工業化社会の深刻な危機現象に対し、自らの伝統的な社会認識と改革路線の修正の必要を認め、ゴードスベルク綱領に替る新しい綱領の作成に取り組んだ。

この新綱領の内容は人類社会の存続の危機という認識と関連して、自由、公正、連帯という民主社会主義の基本価値の補強をも含む内容となつており、社会民主主義の新たな進路を先駆的に指し示すものである。¹⁾

すでにゴードスベルク綱領に替る新綱領の検討は一九七〇年代後半党指導部で、特に「基本価値委員会」を通じて進められていた。そして一九八四年にこの委員会の最終答申ともいふべき「今日から見たゴードスベルク綱領」という「報告」が出された。この報告の趣旨はその後の二次にわたる「綱領草案」にも全面的に組み込まれ、「新綱領」の基本視点ともなつたのである。²⁾

この基本価値委員会最終報告では、基本理念の修正に関わるゴードスベルク綱領の欠陥として、(1)福祉を増進し、分配をめぐる争いを緩和し、社会保障の財源を確保し、困窮を除去する経済成長がなお続く、「絶えざる経済成長」という考えが基点にあつた一方、経済成長のエコロジック的限界も社会的限界も考慮されていなかった、(2)技術的、経済

的進歩のモーター、政策決定の信頼できる指針としての科学への信仰は明白のものとされていた、(3)技術の発展は原理的に中立であり、常に結局善なるものへ適用されるという前提、期待も自明のものとされていた、(4)ゴードスベルク綱領ではエコロジーの次元を欠いており、人間と自然の關係は問題とされていなかった、の四基本点を指摘した³⁾。そしてこの欠陥を補う新綱領作成の必要性とともに、その基本理念に関し、それを三つの領域に区分し、民主社会主義の基本価値の補強を提案している。ここでの基本理念の三領域とは、(1)基本価値が実現されるための「基本前提」(生命、生活の基盤としての自然、平和等)、(2)人間の尊厳にふさわしい共同生活の基準としての「基本価値」(自由、公正、連帯)、(3)基本価値の実現から生じる基本要要求(民主主義、多元主義、労働等)である。ここではSPDの伝統的な基本価値を実現する前提条件——生命、自然、平和の意義が問い直され、その保持自体を最優先せざるをえないという認識が確立されているのである⁴⁾。

この主張はその後の綱領草案にも全面的に取り込まれている。例えば第一次草案(「イルゼー草案」)では、「人間的な生活の基本前提」という見出しで、「人類史上初めて、人類は自らの種の存続を危機にさらしている。平和こそ原子力時代の人間生活の条件となっている。生活の自然的基盤を保障し、再確立することは、将来の世代が生存し、しかも我々と同様に全ての人間が自由と公正と連帯のうちに生きることを可能にするような、より良き秩序を目指して働くための前提条件となろう。それ故平和への、そして自然への責任は、危機にさらされた我々の政策の基本なのである」と表明し、「基本価値を実現する基本的前提」を重視した新路線の立場を打ち出している⁵⁾。また最終草案でも、その冒頭の「我々の求めるもの」の第一として「平和を保障し、人間生活の基盤としての自然を保護すること」を掲げ、さらに「我々が求める進歩は、量ではなく質、人間生活のより高い質を旨とする。そのためには再考、方向転換、選択、形成が必要である、とりわけ技術と経済において」「我々は内外の平和を保障し、人間と自然の生命を保全する進歩を必要とする」と主

張されている⁶。そしていずれの綱領草案においても、この基本原則の各政策領域への具体化が目指されており、「エコロジイ的、社会的に責任を担う経済」をスローガンとする「経済政策」の領域でそれが際立っている⁷。そしてこの内容は新綱領にもほぼ全面的に取り入れられた⁸。

かくして資本主義社会と工業化の完成を社会主義的変革の前提条件とした社民的基本理念は、高度工業化社会の深刻な危機という事態に直面して、社会生活の基盤保全という人類共通の実現をも同時に追求せざるをえないという立場に達したのである。資本主義体制の枠、民主国家の枠を越える新たな基本目標追求の不可避性をドイツ社会民主党は先駆的な形で提示したのである。そしてこのことはポリシエビズム、ファシズムとの対決を通じての変容に次ぐ、社会民主主義の自己革新の表現であるとともに、二一世紀を目前にした現代における最重要で、改革的な政治路線の確立を意味するものである。さらに生命、自然、平和の尊重という基本理念を具体的に重視するには一國、一地域の枠を越えた地球的規模での実践が当然にも必要である。SPDを含めたヨーロッパの社民勢力にとって基本理念の次元からも「一國社民主義」から「国境」「国民国家」を越えた「国際社民主義」への志向性の転換が不可避となっているのが現状である⁹。

(1) SPD新路線の骨格については山本佐門「福祉国家の危機と社会民主主義——ドイツ社会民主党の場合」(『年報政治学』一九八八)収録)参照。

(2) Godesberg heute — Bericht zum Godesberger Grundsatzprogramm, in: E. Eppler (Hg.), a. a. O., S. 171—199.

(3) Ebenda, S. 173. これ以外にゴデーベルク綱領の欠陥として指摘されている事項として、女性の位置・役割、南北問題への言及、NATO・EC問題への対応、がある。いずれも現実政治の場ですでに具体的対応を求められている基本課題である。

- (4) Ebenda, S. 176.
- (5) Irseer Entwurf, S. 8 (邦訳一三頁)。
- (6) Das neue Grundsatzzprogramm der SPD - Zweiter Entwurf (Vorstand der SPD, 1989), S. 7 - 8.
- (7) Irseer Entwurf, S. 19 - 22 (邦訳四一—四六頁) / Zweiter Entwurf, S. 42 - 45.
- (8) Vgl. Grundsatzzprogramm der SPD in Berlin 1989, S. 2, 17-19. もともと新綱領においても社民的三基本原理はその内容・相互関連性を一層明確化した形で、表現することが目指されている。特に社民勢力が主体的に築き上げたドイツ的福祉国家＝社会国家の将来と関わって、「社会的連帯」の意義、この理念と「個人の自由」の関連付が重視されている。Vgl. Irseer Entwurf, S. 8 - 9 (邦訳一五—一七頁) / Grundsatzzprogramm der SPD in Berlin 1989, S. 4. さらに、前掲「福祉国家の危機と社会民主主義」四八頁参照。
- (9) O・ラフォンテーヌ『国境を超える社会民主主義』(住沢博紀訳、現代の理論社)参照。

(一九九〇年三月)